

## 令和元年度 各務原国際協会小学生米国（グアム）派遣事業実施要領

### 1. 目的

次代を担う小学生を海外に派遣し、海外に対する理解と国際協調の精神を養成し、国際的視野と高い市民意識をもった青少年の育成を図ることを目的とする。

### 2. 対象

派遣の対象は、各務原市に在住する小学校5・6年生とする。

### 3. 派遣先

派遣先は、アメリカ合衆国グアム準州グアム島とする。

### 4. 研修内容

グアム準州グアム島での現地の人と触れ合いや自然体験、平和学習（戦争遺跡ほか見学）などを実施する。

### 5. 派遣期間等

派遣期間は、令和2年3月30日（月）から4月2日（木）までとする。

### 6. 派遣人員

派遣する人員は、8名以内とする。

### 7. 一般公募による選考

- (1) 一般公募により応募した者のうちから選考する。
- (2) 選考の方法は、作文、面接によるものとし、別に定める選考委員会において決定する。
- (3) 面接の日時、場所等は、別に定める。
- (4) 派遣者は、作文、面接の結果を踏まえ、選考委員会が決定する。

### 8. 応募資格

派遣に応募できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 各務原市に居住し、かつ住民登録（外国人登録を含む。）をしている者であること。
- (2) 申込締切日を基準として、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校の5・6学年に在学していること。
- (3) 保護者の承諾が得られること。
- (4) 心身ともに健康で、協調性に富み、規律ある団体行動ができること。
- (5) 帰国後も地域や学校において、派遣事業の体験を生かした活発な活動ができること。

## 9. 派遣の取消し

派遣者として選考された者に不適當な事由が生じた場合、指定する期日までに派遣に係る費用負担金が支払われない場合、あるいはテロ行為、今後の国際情勢や現地の治安悪化、疫病の流行等により派遣が不適當と判断される場合は、会長はその派遣を取り消すことができる。派遣者は、派遣が取り消された場合には、これに従わなければならない。

## 10. 費用負担

派遣者の保護者は、派遣にかかる一人当りの費用のうち、各務原国際協会が負担する部分（費用の半額程度）を除いた部分を負担しなければならない。

## 11. 派遣の報告等

会長は、派遣者に海外での体験、感想の報告を求めることができる。

## 12. 庶務

この事業の庶務は、各務原国際協会事務局において処理する。

## 13. その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

## 令和元年度 各務原国際協会小学生米国（グアム）派遣事業細部要領

### 1. 応募手続き

一般公募に応募しようとする者は、募集期間内に次の書類を各務原国際協会へ直接持参、又は郵送するものとする。

①各務原国際協会小学生米国（グアム）派遣参加申込書

②「参加の動機について」をテーマとした作文

（A4横長サイズの400字詰め原稿用紙、縦書き2枚程度。但し本人の直筆に限る。）

### 2. 募集期間

令和元年11月29日（金）から同年12月20日（金）午後5時（必着）までとする。

### 3. 事前説明会

日時：12月10日（火） 午後7時から午後8時

場所：産業文化センター2階第3会議室

（保護者・児童対象。申込不要、参加自由。）

### 4. 選考会等

申込者は、令和2年1月18日（土）の選考会（面接）に必ず参加しなければならない。ただし、一般応募が募集人員を大幅に上回る場合は、書類審査により面接参加者を決定する。

派遣者は、選考会により決定する。

### 5. 合格者説明会等

派遣者は、別に定める合格者説明会（2月7日（金））、学習会（2月15日（土））、結団式（3月1日（日））、帰国報告会（4月13（月）予定）に参加しなければならない。

### 6. 提出先

各務原国際協会事務局（各務原市観光交流課内（産業文化センター6F））。

郵送の場合は〒504-8555各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市観光交流課内 各務原国際協会事務局宛。